

原子力施設の運転と建設の中止を求める緊急声明

2011年（平成23年）3月24日

核燃サイクル阻止一万人訴訟原告団

代表 浅石 紘 爾

1. 巨大地震と津波の襲来

本年3月11日14時46分、東北地方を中心とする東日本に三陸沖を震源とするマグニチュード9.0の巨大地震が発生し、主として青森県から福島県に及ぶ太平洋沿岸を高い津波が襲い、未曾有の大震災をもたらすに至った。

2. 福島第1原発の事故と被害の実情

これにより、設計時に想定していた規模を遥かに超える地震と津波が東京電力の福島第一原子力発電所を襲い、1号機から4号機で外部電源や非常用ディーゼル発電など炉心や使用済燃料プールの冷却機能を働かせるのに必要な電源が全て失われた。

その結果、水素爆発により建屋が破壊され、格納容器の一部である圧力抑制室が損壊し、圧力容器内の核燃料棒が炉心溶融を起こし、更には使用済燃料プール内の燃料棒が露出するなどして、放射性物質が原発から環境中に放出し、極めて予断を許さない深刻な事態が進行中である。

そして、原発から半径20km以内は避難指示、20～30kmの範囲では屋内待避指示が出され、アメリカ合衆国政府は80km圏内の自国民の避難勧告を出すなどの異常事態となっている。

更に、福島県と周辺自治体において、国の規制値を超えたヨウ素やセシウムが原乳、野菜などから検出され、国は出荷停止を指示するなど、震災におびえる住民の恐怖と生活不安に追打ちをかけている。

然るに、国や電力会社は、マスコミを通じて放射線被曝の影響を低く見積もった情報を流し、国は「現状では直ちに健康に被害は出ない」などとあいまいな説明に終始して、国民・住民の不安の鎮静化に躍起となっている。

しかし、放射能による内部被曝・外部被曝の区別、急性障害・晩発性障害の区別、放射線被曝にしきい値がないことなど、被曝の人体に及ぼす影響を正しく伝えるべきである。

3. 安全神話の崩壊

国や電力会社は、これまで我国の原発や原子力施設の設計思想として、①一つの安全装置が働かなくなっても他の装置が働いて安全性を確保するという「単一故障指針」を採用し、②施設内の放射性物質は、核燃料棒被覆管、圧力容器、格納容器、建屋そして作業員の5つ壁によって多重的に防護されるという「多重防護」設計が採られているから安全であると、まことしやかに宣伝してきた。

しかし、今回は、電源が次々と喪われ、冷却用機器も故障し、単一故障指針では安全性が確保されないことが明らかとなった。

そして、「多重防護」の壁も、もろくも崩れ去った。すなわち、1、3、4号機では、原子炉建屋上部が水素爆発で崩落した。1～3号機では、格納容器が内部圧力で破壊されることを回避するために放射性物質を含んだ蒸気を意図的に放出することを繰り返した。2号機では、圧力抑制室が破損する事故が起こり、放射性物質が環境中に漏出し続けている。また、使用済燃料プールが破損、故障し、内部の使用済燃料から強い放射線と放射性物質が外部に放出している。そのため、東電社員は、事故現場から退避しようとして非難されたと報じられた。このように、今回の事故では、「多重防護」の機能は全くと言っていいほど働かず、安全神話は完全に崩壊し、福島第一原子力発電所は廃炉の運命にある。

原子力施設が膨大な放射能をかかえ、事故時被害の甚大さを考えると、「想定外の事象」などという言い訳は許されない。最悪の事態に対応した安全評価がなされるべきは当然であり、これまで国（行政庁及び原子力安全委員会）が行ってきた安全審査結果の過誤、欠落は明白であるばかりか、犯罪的でさえある。これまで実施されてきた立地条件と施設の耐震性にかかるバックチェックによる安全性の見直しは、いったい何だったのであるうか。

安全審査体制の早急にして根本的な見直しが求められる。

4. 青森県の原子力施設も危ない

青森県内には、多数の原子力施設が集中立地しており、今回の事故は他人事ではない。六ヶ所核燃施設、稼働中の東通原発（東北電力）、建設中の東京電力2号機・大間原発・使用済燃料のむつ中間貯蔵施設など、これらは、いずれも海岸沿いに立地しており、津波対策が不可欠である。

三陸海岸を過去に襲った最大の津波は、1896年の明治三陸地震津波（ $M=8.5$ ）の38.2m、次いで1933年の三陸地震津波（ $M=8.1$ ）の28.7mであった。今回の福島原発に襲来した津波の波高は14m以上（想定は約5m）と報道されている。しかるに、本県の原発や施設の場合、想定波高は4～7m程度にすぎず、福島原発のディーゼル発電機が海水侵入で機能喪失した事態を考え併わせると、本県においても福島原発と同様の事故が十分予想される。

また、上記原発及び六ヶ所再処理工場・高レベルガラス固化体貯蔵施設・MOX燃料加工工場の耐震設計上の基準地震動はわずか450ガル（地震の揺れの強さ。福島第1原発3号機では507ガルを記録）を想定しているにすぎず、マグニチュード9を記録した今回の地震に耐えられる設計となっていない。核燃施設の10km沖合には100kmに及ぶ海底大活断層が、施設直下にも活断層の存在が指摘され、マグニチュード8を超える巨大地震が起こる危険がある。その時、原発、再処理工場・ガラス固化体貯蔵施設内の燃料棒や使用済燃料・固化体の冷却機能が安全に働く保障はどこにもない。

5. 青森県知事の責務

今回の地震と同じプレート境界地震の発生が確実視されている東海地震や東南海地震の震源域直上に位置する浜岡原発をはじめ、全国には地震の危険にさらされている多数の原発や原子力施設が存在し、事故の危険が憂慮されている。

計画中の上関原発については、山口県知事が工事中止を申し入れ、中国電力が工事の停止を発表した。

東通原発、大間原発についても、事業者は工事を一時見合わせることを発表した。しかし、その理由は、安全性の見直しによるものではなく、資

材の入手困難など施工上の支障である。これまで、国の原子力行政に追従し積極的に原子力、核燃政策を推し進めてきた青森県知事もさすがに業を煮やし、国に安全性確保の説明を求めた。しかし、県民のいのちと財産を守るべき責務を担う知事は、この非常事態に際し、自ら主体的に国や電力会社に原子力施設の運転、建設の中止を求めた上で、原子力政策の見直しを要求すべきである。

6. 結語

原告団は、従前より、裁判などにおいて、地震及び津波による危険性を指摘し、原発、核燃の即時中止を訴えてきたが、今回の福島第一原発の事故で、地震による原発事故の危険性が顕在化し、原子力行政の破綻が明らかになった。

よって、原告団は、福島原発事故をもたらした国、東京電力その他原子力政策推進に加担した関係者に対し、強い憤りをもって抗議するとともに、地域住民と広く国民の生命と健康を「放射能」から守るため、

- (1) 原発事故の再発を繰り返さないために、国、青森県及び電気事業者は、直ちに既存の原発を含む全ての原子力施設の運転を停止する措置を講じ、建設中、計画中のものについては中止し、安全性の総点検を実施して、その結果を全て公表すること
- (2) 国、関係自治体及び東京電力株式会社は、福島第一原発事故の状況の推移、各地域における放射能汚染の実情及び放射能（線）被曝に関する情報を、正確かつ迅速に国民に知らせ、国民の安全を守ること
- (3) 東京電力と国は、福島原発事故に基因し地元住民及び国民が被った人的、物的損害の全てについて、十全かつ早急に賠償もしくは補償をすること
- (4) 国及び青森県は、現行の原子力に係る安全規制体制を根本的に見直し、真の意味で国民、県民の安全を保証する制度を作ること
- (5) 国は、原子力発電、核燃料サイクルに依存したエネルギー政策を抜本的に見直し、地球に優しい再生可能エネルギー政策に転換することを強く求めるものである。